

# 目 次

1. 防災計画 総則	
(1) 防災計画の目的	287
(2) 防災計画の構成	287
(3) 防災計画の対象	287
(4) 防災体制の考え方	288
2. 防災計画の組織及び配備体制	
(1) 防災組織	288
(2) 防災組織の事務分掌	289
(3) 職員の配備体制	293
3. 防災体制時の情報伝達	
(1) 防災指令等の伝達経路	294
(2) 状況報告の伝達経路	295
4. 院内災害医療体制	
4-1. 時間内院内災害医療体制	295
(1) 入院患者に対する対応	296
(2) 一般外来診療の取扱い	296
(3) 院内の保安維持	296
(4) 災害等により院外から搬入される患者に対する対応	296
4-2. 時間外院内災害医療体制	298
(1) 入院患者に対する対応	298
(2) 災害等により院外から搬入される患者に対する対応	298
5. 院外医療活動体制	
(1) 基本的な考え方	299
(2) 救護班の編成	300
(3) 指揮系統	300
(4) 救護班の支援	300
(5) 救護班を遠隔地へ派遣する場合の取扱い	300
6. 防災訓練	
(1) 防災医療教育	300
(2) 防災訓練	301
7. 補則	
(1) 防災計画の改定	301
(2) 防災計画の改正	301

## 1. 防災計画 総則

### (1) 防災計画の目的

この計画は、神戸市地域防災計画ならびに消防法第8条第1項に基づき、神戸市立中央市民病院における防火管理業務および地震等災害に対する防災計画について必要な事項を定めて、火災、地震、その他災害の予防および災害時における人命の安全ならびに適切な医療救護活動の遂行を図ることを目的とする。

### (2) 防災計画の構成

この計画を当院における防災対策の基本方針として定める。

計画の実施運用にあたっては、必要に応じ細目の規定を別途定める。

### (3) 防災計画の対象

防災計画は、次の事例を対象として想定し規定する。但し、想定以外の事例が生じた場合もこの計画を準用する。

- ① 病院建物での火災が発生したとき
- ② 神戸市防災指令が発令されたとき
- ③ 神戸市内外に大規模災害が発生したとき、またはその発生の恐れがあるとき

#### ◎ 予想される大規模災害等

##### (突発性)

1. サリンのような化学物質による事故又は破壊行為
2. 爆発物による事故又は破壊行為
3. 大規模列車事故
4. 大規模自動車事故
5. 航空機事故
6. 船舶事故（衝突・沈没・炎上）
7. 大規模食中毒
8. 工事等に伴うガス爆発事故
9. 地震
10. ビル倒壊
11. 大規模火災

##### (予見可能性) …… 台風、集中豪雨

12. ポートアイランド内の住宅等の被災（倒壊・床上浸水）

### 13. 山崩れ等による生き埋め事故

- ④ その他院長が必要と認めたとき

#### (4) 防災体制の考え方

- ① この防災計画において災害医療体制とは、災害発生時における一般医療（一般外来、一般入院）と狭義の災害医療（災害発生からおおむね24時間乃至48時間の救急医療）を総称する。

- ② 防災計画において、具体的な防災目標として、

1. 建物火災時の初期消火活動
2. 入院患者の安全確保と誘導
3. 外来患者の安全確保と誘導
4. その他来院者の安全確保と誘導
5. 院外からの搬入患者の受入れ
6. 院外出務

を掲げる。上記防災目標は発生事由、発生時期により対応する組織、対応する場所、及び具体的な目標が異なるが、集約すれば（別表1）のとおりとなる。

なお、建物火災時の自衛消防隊の組織については、別途消防計画において詳説する。

- ③ 中央市民病院災害対策本部は、次の場合に設置し、災害にかかわる問題の迅速解決に努める。

1. 神戸市防災指令第3号が発令されたとき
2. 神戸市内外に大規模災害が発生したとき、または発生の恐れがあるとき
3. 院長が必要と認めたとき

災害対策本部の設置にあたっては、状況に応じて本部の一部のみ設置することもある。

## 2. 防災計画の組織及び配置体制

### (1) 防災組織

院内の防災組織として、本部、総務部門8班、診療部門16班を編成し、配置する。

（別表2、3参照）なお組織図上責任者が院内に不在の時は、次席の職員又は上位の

職員が代行すること。

また、時間外において防災組織に基づく出動の必要が生じたときは、職員の配置体制が整うまでの間は、管理当直部長が本部機能を代行する。

本部は501会議室に設置する。(別表4参照)

本部の一部を設置する時は、事務局長室に設置する。(別表5参照)

## (2) 防災組織の事務分掌

防災組織の事務分掌を次のとおり定める。

### 1. 本部

- ① 防災体制の統括に関すること
- ② 災害対策行動における方針の決定及び指示に関すること
- ③ 神戸市衛生局災害対策本部の構成員として、広域の災害時医療対策の実施に関すること
- ④ その他災害対策に関すること

### 2. 総務班

- ① 庶務に関すること
- ② 庁舎管理（特に院内の保安）に関すること
- ③ 職員の配置に関すること
- ④ 各班の業務の調整に関すること
- ⑤ 職員の安否確認に関すること
- ⑥ 衛生管理に関すること
- ⑦ 電話交換業務に関すること
- ⑧ 公用車の運行管理に関すること
- ⑨ 職員の食糧確保に関すること
- ⑩ 職員の仮眠場所の確保に関すること
- ⑪ 通信手段の確保に関すること
- ⑫ 被害状況（医療・検査機器及び総括）の調査に関すること
- ⑬ 本部員会議に関すること
- ⑭ 他の班に属さない事務
- ⑮ 他の班の応援に関すること

### 3. 物品班

- ① 物品（薬剤を除く）の調達
- ② 院外出務に伴う資材の準備に関する事
- ③ 救援物資の受入れに関する事
- ④ 被害状況（備品）の調査に関する事
- ⑤ 他の班の応援に関する事

#### 4. 情報連絡班

- ① 必要な情報の収集に関する事（被害状況・応急対策等）
- ② 市本部（衛生局本部）等との連絡調整
- ③ 広報に関する事
- ④ 病院内部への情報伝達
- ⑤ 他の班の応援に関する事

#### 5. 地域協力班

- ① 他の医療機関との連絡調整に関する事
- ② 保健所・福祉事務所等との連絡調整に関する事
- ③ 院外出務の支援に関する事
- ④ 他の班の応援に関する事

#### 6. 外来班

- ① 外来患者及び一般来院者の避難誘導に関する事
- ② 救急外来の受付及び患者の誘導に関する事
- ③ 他の班の応援に関する事

#### 7. 入院班

- ① 入院患者の避難誘導に関する事
- ② 入院患者の搬送、受入れに関する事
- ③ 他の班の応援に関する事

#### 8. 情報・病歴班

- ① 被害状況（情報処理機器）の調査及び復旧に関する事
- ② 病歴に関する事
- ③ ボランティアに関する事
- ④ 他の班の応援に関する事

#### 9. 施設班

- ① 施設・設備の緊急対応及び復旧に関すること
- ② 防災センターの機能に関すること
- ③ 院内災害対策本部の設備に関すること
- ④ 被害状況（施設・設備）の調査に関すること
- ⑤ 他の班の応援に関すること

10. 11F 病棟管理班

11. 10F 病棟管理班

12. 9 F 病棟管理班

13. 8 F 病棟管理班

14. 7 F 病棟管理班

15. 6 F 病棟管理班

- ① 患者の安全確保に関すること
- ② 患者の避難誘導に関すること
- ③ 患者の治療継続に関すること
- ④ 病棟内の保安に関すること
- ⑤ その他病棟管理に関すること
- ⑥ 他の班の応援に関すること

16. 中央部門管理班

- ① 患者の安全確保に関すること
- ② 患者の避難誘導に関すること
- ③ 患者の治療継続に関すること
- ④ 病棟内の保安に関すること
- ⑤ その他中央手術部、集中治療部、中央材料室の管理に関すること
- ⑥ 他の班の応援に関すること

17. 救急医療班

- ① 患者の安全確保に関すること
- ② 患者の避難誘導に関すること
- ③ 病棟及び外来診察室の保安に関すること
- ④ 救急医療に関すること
- ⑤ その他病棟及び外来診察室の管理に関すること

⑥ 他の班の応援に関する事

18. 救護班（院外出務）

① 院外における救急医療に関する事

19. 外来管理班

① 患者の安全確保に関する事

② 患者の避難誘導に関する事

③ 患者の治療に関する事

④ 外来診察室の保安に関する事

⑤ AU外来の開設に関する事

⑥ その他外来診察に関する事

⑦ 他の班の応援に関する事

20. 薬剤班

① 薬剤の確保及び必要部署への配送に関する事

② 医療用高圧ガスに関する事

③ 被害状況（薬品）の調査に関する事

④ その他薬剤業務に関する事

⑤ 他の班の応援に関する事

21. 放射線管理班

① 被害状況（機器、設備）の調査に関する事

② その他放射線業務に関する事

③ 他の班の応援に関する事

22. 核医学班

① 被害状況（機器、設備）に関する事

② その他核医学業務に関する事

③ 他の班の応援に関する事

23. 臨床病理班

① 臨床病理業務の確保に関する事

② 検査結果の必要部署への配送に関する事

③ 被害状況（機器、設備）の調査に関する事

④ その他臨床病理に関する事

- ⑤ 他の班の応援に関する事

24. リハビリテーション班

- ① 被害状況（機器、設備）に関する事
- ② その他リハビリテーション業務に関する事
- ③ 他の班の応援に関する事

25. 患者給食班

- ① 食材の確保に関する事
- ② 機器、器材の確保に関する事
- ③ 食事の病棟への配送に関する事
- ④ 被害状況（機器、設備類）の調査に関する事
- ⑤ その他患者給食業務に関する事
- ⑥ 他の班の応援に関する事

26. 東灘診療所班

- ① 患者の安全確保に関する事
- ② 患者の避難誘導に関する事
- ③ 患者の治療に関する事
- ④ 庁舎管理に関する事
- ⑤ その他東灘診療所に関する事
- ⑥ 他の班の応援に関する事

(3) 職員の配備体制

- ① 防災指令の発令等に基づき、職員の配備体制を次のとおりとする。

- ・建物火災〔時間内〕 自衛消防隊を配備する。

〔時間外〕 時間外自衛消防隊を配備する。（院内の全在勤者）

- ・全市防災指令1号

〔時間外〕 救急体制により勤務に就いている職員及び病棟勤務職員を配備する。

- ・全市防災指令2号

〔時間外〕 救急体制により勤務に就いている職員及び病棟勤務職員を配備する。

並びに庶務課、情報管理課、設備課、医事課、東灘診療所、

栄養科に各1名ずつの待機職員を配備する。

全市防災指令1号、または2号が時間内に発令された時は、時間外の配備体制を準用する。

・全市防災指令3号

[時間内] 全職員を配備する。

[時間外] 全職員を配備する。

・大規模火災が発生した時

[時間内] 救急体制により勤務に就いている職員及び病棟勤務職員並びに一般外来職員を配備する。

[時間外] 救急体制により勤務に就いている職員及び病棟勤務職員を配備する。

時間内・時間外いずれの場合も災害の規模、受入れ患者の人数に応じ適宜、応援体制を編成する。

② 防災指令に基づき出勤する職員数は(別表6)のとおりである。

③ なお救急体制における職員配置は(別表7)のとおりである。

### 3. 防災体制時の情報伝達

#### (1) 防災指令時の情報伝達

##### ① 院内における情報伝達の経路として

・時間内防災指令等伝達系統図(別表8)……省略

・時間外防災指令等伝達系統図(別表9)……省略

を定める。

##### ② 伝達系統図の運用

1. 伝達系統図に記載されている職員が不在若しくは伝達が困難な場合は、次に伝達すべき職員に対し防災指令等を伝達すること。なお不在又は伝達が困難なため、防災指令等が伝達されていない職員に対しては、当初伝達を行う予定の職員から必ず伝達することとする。

2. 別表8、9に記載されている伝達系統図は、主として各所属の責任者に対するものである。従って各所属の責任者は、付属資料(1)職員緊急連絡網に依り、下記に定めるところにより全職員に防災指令等の情報を伝達しなければならない。

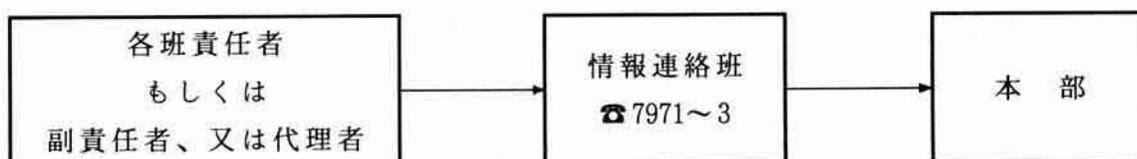
発令時間	発令内容	伝達の範囲
時間内	全市1、2号	原則として院内在勤職員
	全市3号	全職員
時間外	全市1、2号	医師 各診療科部長 看護婦 副部長、主幹以上 事務局 係長級以上
	全市3号	全職員
	大規模災害が発生した時	全職員

③ 職員の災害に関する情報の収集

通信手段の断絶等の場合を想定して職員はラジオ、テレビ等により台風、大雨等  
気象情報や防災指令等の発令情報の収集を常に心がけておかねばならない。

(2) 状況報告の伝達経路

① 状況報告の伝達経路は各班責任者（若しくは副責任者、又は代理者）から、情報  
連絡班へ伝達するものとする。



② 状況報告として報告すべき事項は、次の項目とする。

1. 入院患者の状況
2. 外来患者の状況
3. 被害状況
4. 職員の出勤状況
5. その他本部から指示のあった事項

4. 院内災害医療体制

4-1. 時間内院内災害医療体制

防災指令の発令等に伴い、院内は次のような災害医療体制に移行する。

(1) 入院患者に対する対応

- ① 防災組織上予め定められた医師、看護婦を中心に入院患者の安全確保、避難誘導、治療継続等の業務に従事する。
- ② 前記の医師、看護婦等で人員が不足する場合は、病棟管理班責任者の判断により院内職員の応援を要請する。

(2) 一般外来診療の取扱い

- ① 災害医療体制への移行に伴い、一般外来診療は
  - a. 続行
  - b. 一時休止
  - c. 診療規模の縮小
  - d. 全面的な中止の措置をとる。
- ② 前記の措置は、災害医療体制の起因事由・事由の発生時期・事由の規模・一般外来診療の進行状況等を参考に院長が決定し、指示する。
- ③ 一般外来診療を前記の措置へすみやかに移行するために、委託業者を含む院内職員の増援体制を組む。

(3) 院内の保安維持

- ① 防災体制への移行に伴い、院内の在院者に対し院内放送及び掲示等により、適切な情報を提供するとともに、理解と協力を求める。
- ② 院内放送は庶務課が担当する。  
院内掲示は医事課が担当する。

(4) 災害等により院外から搬入される患者に対する対応

- ① 災害医療を行う場所  
初動の場所として1F救急外来で行う。災害医療を必要とする規模に応じ、処置すべき場所を
  1. 1F救急外来
  2. 2F一般外来
  3. 2F放射線
  4. 3F放射線
  5. 3Fリハビリ

6. 5 F 会議室に順次拡大する。

② 医療スタッフ

初動のスタッフは1 F 救急部及び中央管理班（ICU、中央手術部）が担当する。

災害医療を必要とする規模に応じ、病棟及び一般外来から救急部に増援する。なお処置すべき場所の拡大に伴い、増援を強化する。増援人員は下記の割当表を基準とする。医師は可能な限りすみやかに災害医療を行う場所に集合し、診療を開始する。

医療スタッフの増援割当表		
班	当初の増援人員	第2回目の増援人員
11F 病棟管理班	4	4
10F 病棟管理班	4	4
9 F 病棟管理班	4	4
8 F 病棟管理班	4	4
7 F 病棟管理班	4	4
6 F 病棟管理班	1	1
外来管理班	状況に応じて人数を決定する	

③ 指揮系統

災害医療の最高責任者は院長であるが、医療現場での責任者は救急部長（不在時は救急部長が指名した副部長）が担当する。但し処置すべき場所の拡大に伴い、場所毎に責任者を設けることとし、その責任者の指名は救急部長が行う。

④ 災害医療を行う場所の設営は看護部（一般外来）、放射線科、医事課、臨床検査部、庶務課、及び他の部署からの応援職員が行う。

災害医療を行う場所の設備及び処置可能な人員数（代用ベットを含む）は、下記のとおりである。

	1F 救急 外 来	2 F 一 般 外 来							2F 放 射 線	3F 放 射 線	
		A U 1	A U 2	A U 3	A U 4	A U 5	A U 6	計			
処 理 可 能 な 人 数	30	30	30	30	30	30	30	180	10	10	
医 療 ガ ス ア ウ ト レ ッ ト	8	7	2	9	9	10	9	46	6	12	
代 用 ベ ット	処 置 台	9	14	11	11	9	8	12	65	0	0
	ス ト レ ッ チ ャ ー	6	1	1	1	1	0	1	5	0	2
	長 椅 子	7	15	14	10	14	12	15	80	6	6

⑤ 医療体制運営の細目

運営の細目は、別途救急部において規定する。

4-2. 時間外院内災害医療体制

防災指令の発令等に伴い、院内は次のような災害医療体制に移行する。

(1) 入院患者に対する対応

① 防災組織上予め定められた病棟当直職員は、入院患者の安全確保、避難誘導、治療継続等の業務に従事する。

(2) 災害等により院外から搬入される患者に対する対応

① 災害医療を行う場所

初動の場所として1F救急外来で行う。災害医療を必要とする規模に応じ、処すべき場所を

1. 1F救急外来
2. 2F一般外来
3. 2F放射線
4. 3F放射線
5. 3Fリハビリ
6. 5F会議室に順次拡大する。

② 医療スタッフ

初動のスタッフは1F救急部及び中央管理班（ICU、中央手術部）が担当する。

災害医療を必要とする規模に応じ、病棟から救急部に増援する。なお処置すべき場所の拡大に伴い、増援を強化する。増援人員は下記を基準とする。

班	増援人員
11F病棟管理班	1～4
10F病棟管理班	1～4
9F病棟管理班	1～4
8F病棟管理班	1～4
7F病棟管理班	1～4
6F病棟管理班	1

③ 指揮系統

災害医療の最高責任者は院長であるが、医療現場での責任者は救急部長が任務につくまでの間は、管理当直部長が代行する。また、処置すべき場所の拡大に伴い場所毎に責任者を設けるが、責任者の指名は管理当直部長が代行する。管理当直部長が不在の時は、管理当直部長が指名した職員が、暫定的に業務を代行する。

なお、管理当直部長は携帯電話（\*\*\*－\*\*\*\*）を常時携行し、緊急連絡に備える。

#### ④ 診療体制の確保

災害医療に必要な人員の確保は、院内在勤者の応援体制のほか、次の順序で職員の出勤を指示する。

1. 寮及び宿舎に居住している職員
2. ポートアイランド島内に居住している職員
3. 東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨の各区に居住している職員
4. 垂水、北、西の各区に居住している職員
5. 市外に居住している職員

職員の出勤の指示は、時間外救急当直者若しくは各科責任者又はその指示を受けた代行者が行う。

#### ⑤ 診療環境の確保

時間内災害医療体制を準用する。

#### ⑥ 医療体制運営の細目

運営の細目は、別途救急部において規定する。

### 5. 院外医療活動体制

#### (1) 基本的な考え方

① 災害医療活動として院外へ医療班を派遣する。院外へ派遣する場合はつぎのとおりである。

1. 神戸市災害対策本部の指示に基づく場合
2. 政府機関、他の公共団体等の要請に基づく場合（遠隔地）
3. その他院長が必要と判断した場合

② 医療班は、救護班8箇班で編成する。

更に派遣する必要が生じた時は追加で編成する。

救護班は予め構成員を特定し、毎年更新する。

### ③ 災害医療活動の例外

職員が通勤途上で大規模災害の現場に遭遇し、現地で医療活動に従事した場合は救護班として追認する。

## (2) 救護班の編成

① 救護班は、医師2名、看護婦4名、連絡員1名で編成する。

② 救護班が必要とする資材等は、別表の通りとし、6F北倉庫に定置する。

## (3) 指揮系統

① 防災医療の最高責任者は院長であるが、医療現場での指揮については救急部長（救護班長）が代行する。

② 医療現場での責任者は、救護班の医師の中から救急部長が指名する。

## (4) 救護班の支援

救護班の医療活動の支援は、救急部長（救護班長）を通じて行う。支援体制はその活動規模に応じ、総務班、情報連絡班、地域協力班が分任する。

## (5) 救護班を遠隔地へ派遣する場合の取扱い

① 前記(1)基本的な考え方①-2. 政府機関、他の公共団体等の要請に基き救護班を遠隔地へ派遣する場合は、必要に応じ救護班の派遣に先行して、急性期医療の実施、情報収集、現地医療機関との調整等を行うための先遣隊を派遣する。

② 先遣隊の編成、派遣等に関する細目は別途救急部において、災害時緊急院外医療活動指針として規定する。

## 6. 防災訓練

### (1) 防災医療訓練

① 防災医療に関する知識の付与と、防災医療に関する意識啓発のため、

- ・ 防災講演会
- ・ 防災医療活動講習会（実地訓練）
- ・ 院内広報誌「しおかぜ」にて防災医療活動の実際例の紹介等を行う

② 院外で主催される防災医療の講習会等に職員を派遣する。

例：JMTDR（JICA）研修会

市民救命士講習会

(2) 防災訓練

職員の災害医療活動の即応性を確保するため、院内防災訓練を実施する。防災訓練の実施時期、規模、内容等については、院長が定める。

7. 補則

(1) 防災計画の改定

防災計画の内容は、毎年6月1日に改定する。

(2) 防災計画の改正

防災計画の内容を改正する必要がある時は、院長副院長会で審議し、決定する。

(別表1) 防災体制の考え方

発生事由	発生時間	対応する組織	対応する場所	目 標					
				初期消火活動	安全確保と誘導			搬入患者の受け入れ	院外務
					入院患者	外来者	その他来院者		
建物火災	時間内	自衛消防隊	全館内	○	○	○	○		
	時間外	時間外自衛消防隊(院内の全在勤者)	全館内	○	○				
全市防災指令1号	時間内	救急外来 一般外来	救急外来 一般外来 病棟		○	○	○	○	
	時間外	救急外来	救急外来 病棟		○			○	
全市防災指令2号 ・大規模災害の発生または可能性	時間内	救急外来 一般外来	救急外来 一般外来 病棟		○	○	○	○	△
	時間外	救急外来 防災当直要員待機	救急外来 AU外来 病棟		○			○	△
全市防災指令3号 ・大規模災害の発生または可能性	時間内	全職員 災害対策本部設置	救急外来 一般外来 病棟		○	○	○	○	△
	時間外	全職員 災害対策本部設置	救急外来 AU外来 病棟		○			○	△
大規模災害が発生したとき ・院長の判断により体制を組む。	時間内	救急外来 一般外来 災害対策本部一部設置	救急外来 一般外来 病棟		○	○	○	○	△
	時間外	救急外来 AU外来 災害対策本部一部設置	救急外来 AU外来 病棟		○			○	△

△…神戸市災害対策本部、  
又は院長の指示で出動

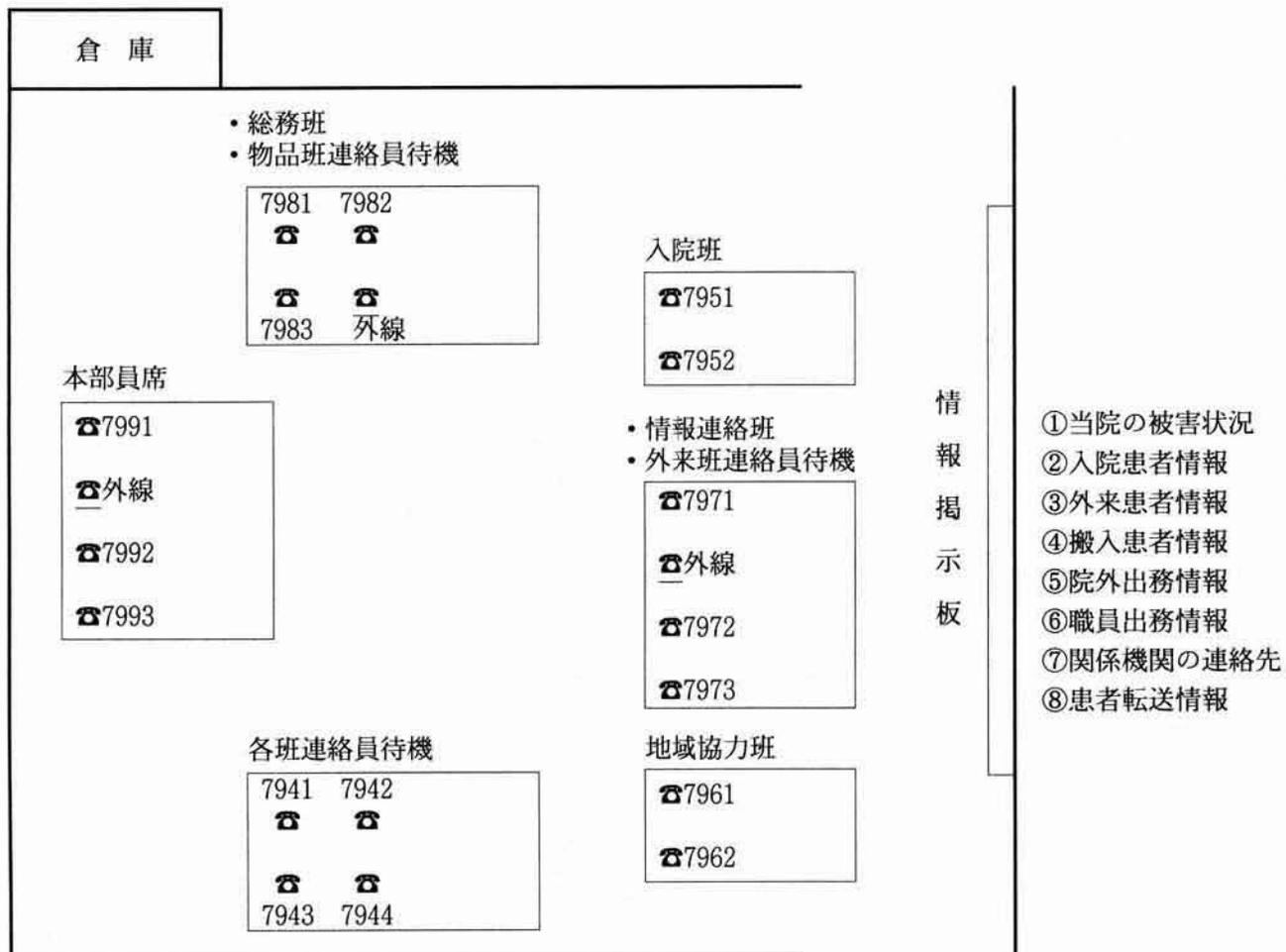
(別表2) 中央市民病院防災組織図

本部 (院長副院長室)			総務部門					診療部門													
班名	責任者		時間内	時間外	全市3号	班名	責任者	時間内	時間外 準・深	全市3号	班名	責任者	時間内	時間外 準・深	全市3号						
本部長	病院長					総務班	庶務課 庶務係長 (由) 經理係長 (由) 看護部副部長 (由)	26	0	26	11F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	23 10 10 10 10	2 2 2 2 2	23 20 19 20 20	中央部門 管理班	中央管理部長 管理婦長 病棟婦長	16 23 35 17	7 5 0	6 2 17	
副本部長	副院長					物品班	庶務課物品係長	6	0	6	10F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	27 16 15 11 13	3 3 2 3 2	27 27 27 26 22 25	救急医療 班	救急部長 看護部副部長 婦長	38 18	5 5	38 42	
本部員	"					情報連絡 班	医事課管理係長 診療科 看護部副部長	7	0	7	9F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	31 15 11 19 12	3 3 2 4 3 3 2	31 29 22 32 24	救護班 (院外出 務)	救急部長 看護部副部長 婦長	72	0	72	
	"					地域協力 班	医事課調整係長	5	0	5	8F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	25 15 12 16 14	3 3 2 3 3 3	25 25 26 24 27 28	外来管理 班	(診療科部長) 管理婦長 婦長 (AU1,2,3) 婦長 (AU4,5,6) 婦長 (看護相談)	32	2	32	
	事務局長					外来班	医事課外来係長	14	0	14	7F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	25 15 19 16 15 11	3 3 4 3 3 3 2	25 25 26 33 27 26 21	放射線管 理班	放射線科部長 婦長 (放科)	1 32 18	2 2 2	1 32 23	
	看護部長					入院班	医事課入院係長	17	0	17	6F病棟 管理班	管理部長 管理婦長 病棟婦長	7 9	2 2	7 18	核医学班	核医学科部長	2	0	2	
	庶務課長					情報病歴 班	情報管理課長 (由) 情報管理課 運営企画係長 (由) 総合情報係長 (由)	9	0	9							臨床病理 班	臨床病理科参事 主幹 主幹	2 70	0 2	2 70
	医事課長					施設班	設備課長 (由) 主査 (由) 主査 (由)	15	0	15							リハビリテ ーション班	リハビリテー ション科 主査	11	0	11
																患者給食 班	栄養科主幹 主査 主査	34	0	46	
																東灘診療 所班	診療科 婦長 事務長	4 1 10	0 0 0	4 1 10	

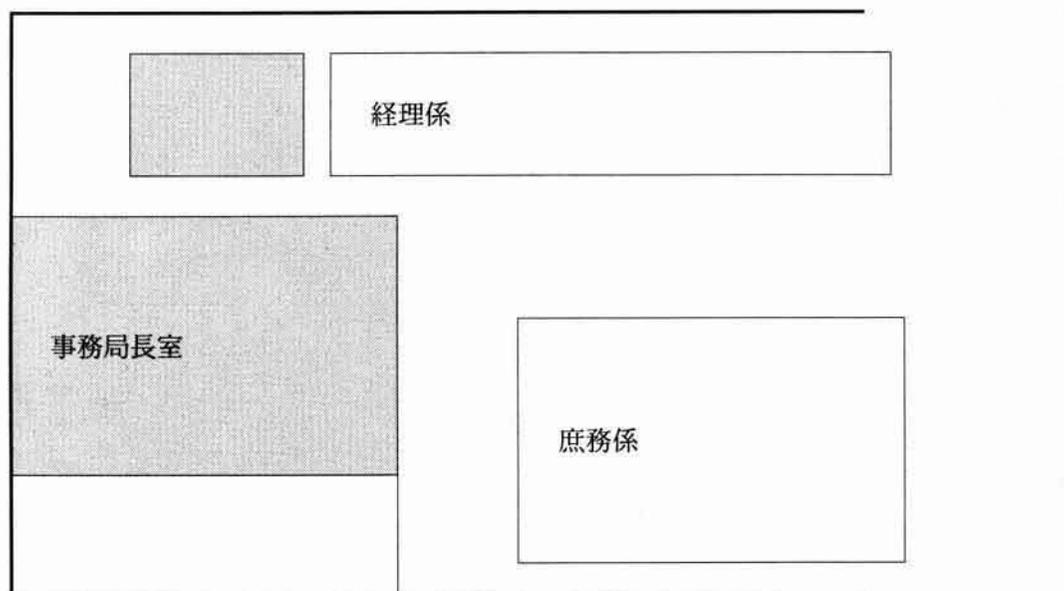
(別表3) 医師配属数

部 署	11 F病棟管理班	10 F病棟管理班	9 F病棟管理班	8 F病棟管理班	7 F病棟管理班	6 F病棟管理班	中央部門管理班	救急医療班	放射線管理班	核医学班	臨床病理班	東灘診療所班	合 計
管理部長	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
循環器	2	5					2					1	10
内分泌			2										2
腎 臟		4											4
神経内	2		2										4
消化器	5			5		2							12
呼吸器	2	5				2							9
糖 尿		2										1	3
免 血	1		2			1							4
内科計	12	16	6	5		5	2					2	48
神 經 科	1		2										3
小 兒 科					13	2							15
1 外	1			3			1					1	6
2 外	1			3			2						6
外科計	2			6			3					1	12
胸部外科	1	6					2						9
脳神経外			8										8
整形外科	1			5	1							1	8
皮 膚 科			3										3
形成外科			2										2
泌尿器科	1	4											5
産婦人科					8								8
眼 科	1		6										7
耳 鼻 科				6									6
放射線科	3	1			1				1				6
歯 科	1		4	3	2								10
麻 醉 科							9						9
救 急 部								38					38
核医学科										2			2
臨床病理											2		2
總 計	23	27	31	25	25	7	16	38	1	2	2	4	201

(別表4) 501 配置図



(別表5) 本部の一部を設置する時



(別表6)

## 防災指令出動要員数一覧

[事務局]

(平成7年7月1日現在)

所属	指令	1 号	2 号	3 号
庶務課	救急体制による (事務局管理当直 および事務当直)	2～4名	救急体制 + 防災当直要員1名	男性 21名 女性 11名 計 32名
情報管理課			救急体制 + 防災当直要員1名	男性 7名 女性 2名 計 9名
設備課			救急体制 + 防災当直要員1名	男性 15名 女性 0名 計 15名
医事課			救急体制 + 防災当直要員1名	男性 23名 女性 21名 計 44名
東灘診療所			救急体制 + 防災当直要員1名	男性 6名 女性 4名 計 10名
事務局計		7～9名	男性 72名 女性 38名 計 110名	

[第1診療部]

内科	循環器	救急体制による (診療科管理当直 および 各診療科当直)	同左	男性 10名 女性 0名 計 10名
	糖尿・内分泌			男性 2名 女性 1名 計 3名
	腎臓			男性 2名 女性 0名 計 2名
	神経			男性 3名 女性 1名 計 4名
	消化器			男性 13名 女性 0名 計 13名
	呼吸器			男性 9名 女性 0名 計 9名
	免疫・血液			男性 3名 女性 1名 計 4名
	(研修医)			男性 12名 女性 4名 計 16名
神経科			男性 4名 女性 0名 計 4名	

所属	指令	1 号	2 号	3 号
小 児 科		救急体制による (診療科管理当直 および 各診療科当直)	同 左	男性 11名 女性 5名 計 16名
皮 膚 科				男性 1名 女性 2名 計 3名

[第2診療部]

外 科	第 一	救急体制による (診療科管理当直 および 各診療科当直)	同 左	男性 7名 女性 0名 計 7名
	第 二			男性 7名 女性 0名 計 7名
	( 研 修 医 )			男性 9名 女性 0名 計 9名
胸 部 外 科				男性 9名 女性 0名 計 9名
脳 神 経 外 科				男性 9名 女性 0名 計 9名
整 形 外 科				男性 7名 女性 0名 計 7名
形 成 外 科				男性 2名 女性 0名 計 2名
産 婦 人 科				男性 8名 女性 0名 計 8名
泌 尿 器 科				男性 5名 女性 0名 計 5名
眼 科				男性 6名 女性 2名 計 8名
耳 鼻 咽 喉 科				男性 6名 女性 2名 計 8名
麻 酔 科				男性 10名 女性 2名 計 12名
歯 科				男性 9名 女性 1名 計 10名

[第3診療部]

所属	指令	1号	2号	3号
臨床病理科	(診療科管理当直 および 各診療科当直)	救急体制による	同左	男性 37名 女性 33名 計 70名
放射線科				男性 32名 女性 0名 計 32名
核医学科				男性 1名 女性 1名 計 2名
リハビリテーション科				男性 8名 女性 3名 計 11名
栄養科			防災当直要員1名	男性 33名 女性 13名 計 46名
診療部計		17~20名	18~21名	男性 275名 女性 71名 計 346名

薬剤部	救急体制による 2名	同左	男性 27名 女性 5名 計 32名
-----	---------------	----	--------------------------

救急部	救急体制による 1名	同左	男性 5名 女性 1名 計 6名
-----	---------------	----	------------------------

看護部	救急体制による (当直婦長および1北夜勤看護婦) 8名	同左	男性 5名 女性 832名 計 837名
-----	-----------------------------------	----	----------------------------

総計	30~35名	36~41名	男性 384名 女性 947名 計 1331名
----	--------	--------	-------------------------------

(別表7)

救急体制職員配置表

職 種	人 数	備 考
救急管理当直 (診療科)	医師 1名	日曜は宅直 月、水及び日曜夜間は宅直
救急管理当直 (事務局)	事務 1名	
救急事務当直	事務 1名 (日直は2~3名)	
各科救急当直者		
内科	医師 1名	
小児科	医師 1名	
外科 (第1・第2)	医師 1名	
脳神経外科	医師 1名	
整形外科	医師 1名	
CCU (循環器内科・胸部外科)	医師 1名	
産婦人科	医師 1名	
各科	医師 1名 (日直は2名)	
麻酔科	医師 1名	
救急部	医師 1名	
研修医	医師 3名	
薬剤部	薬剤師 2名	
放射線科	技師 2名 (日直は3名)	
臨床病理科	技師 2名	
救急当直婦長	看護婦 1名	
救急部門夜勤看護婦	看護婦 7名	
(守衛)	( 2名)	
合 計	30~35名	

※病棟夜勤看護婦 (深夜・準夜) 看護婦 約70~80名

## —— 編集後記 ——

平成7年1月17日未明、神戸を突然襲った阪神大震災からはや1年が過ぎ、当時の大混乱から病院業務もほぼ平常に戻っている。今回の大震災は発生があまりにも突然であったし、規模があまりにも大きかったので、医師、看護婦などの懸命の努力にもかかわらず地元医療機関の救急活動には限界があった。多くの医療機関が全半壊し、交通や通信が麻痺し、電気、水道、都市ガスなどのライフラインが途絶し、異常事態の中で被災者の救急活動を強いられた。今回の震災が起るまでは、病院に壊滅的な被害がでるほどの大災害が起ることなど考えてもみなかった。

神戸市の市民病院群（中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター）も大きな被害を受けた。各病院は、各々おかれた状況のもとで、各々の役割を果たした。中央市民病院は、病棟の一部水損、高度医療機器の破損、ライフラインの途絶という異常状況の中で「被災した病院での救急診療と1000名近い入院患者への対応」を行った。西市民病院は、病院自体が大きく被災し、「病棟全壊による入院患者の救出・転送と殺到した救急患者の診療」を行った。比較的被害の少なかった西神戸医療センターは、病院機能を十二分に活かし、「被災地からの患者の受け入れという後方病院としての役割」を果たした。

今回の震災で、市民病院群は、それぞれのおかれた状況で全く異なった役割を担うことになった。神戸市は、各病院が震災にどのように対応したのかを記録し、検証することが今後の病院の災害対策を考えるうえで重要であると考え、「神戸市立病院紀要阪神・淡路大震災特別号」を刊行することにした。

本書では、各市民病院群の各部署の代表者に、震災での体験、教訓、今後の対策・提言を、記録を重視して書いてもらった。本書が他の病院や行政機関などの参考になることを願ってやまない。

最後に、震災後全国から寄せられたご支援に対して、この誌面をお借りして厚くお礼を申し上げます。

編集委員長 笠倉新平

## 神戸市立病院紀要編集委員

中央市民病院 副 院 長 笠倉 新平 (委員長)

眼 科 部 長 近藤 武久

小 児 科 参 事 吉岡三恵子

消化器内科医長 工藤 正俊

西市民病院 内 科 医 長 切塚 敬治

西神戸医療センター 産 婦 人 科 部 長 片山 和明

眼 科 部 長 林 倫子

### 特別委員

中央市民病院 神 経 科 参 事 江原 崇

脳神経外科参事 河上 靖登

神戸市立病院紀要阪神・淡路大震災特別号

平成8年1月17日発行

編 集 神戸市立病院紀要編集委員会

発 行 神戸市加納町6丁目5番1号  
神戸市衛生局

印 刷 光印刷株式会社